

重要事項説明書

（介護予防型訪問サービス用）

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定介護予防訪問介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市訪問型サービス（第１号訪問事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成 29 年 4 月 1 日）」の規定に基づき、指定介護予防型訪問サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定介護予防型訪問サービスを提供する事業者について

事業者名称	合同会社つなぐ
代表者氏名	代表社員 中原 康代
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪市平野区背戸口 3 丁目 9 番 2 4 号 電話番号 06-7172-978 ファックス番号 06-7172-9781
法人設立年月日	平成 29 年 5 月 9 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問介護つなぐ
介護保険指定 事業所番号	大阪府指定 (指定事業者番号) 2775809698
事業所所在地	大阪府大阪市平野区平野西3丁目7番9号
連絡先 相談担当者名	電話 06—6621—3266 ファックス 06—6621—3267 代表 中原 康代
事業所の通常の 事業の実施地域	大阪市天王寺区、大阪市阿倍野区、大阪市東住吉区、 大阪市住吉区、大阪市平野区、大阪市西成区、 大阪市住之江区

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態にある利用者に対し、指定訪問介護〔指定介護予防型訪問サービス〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護〔指定介護予防型訪問サービス〕の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる支援を行うものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (但し12月30日から1月3日まで除く)
営業時間	午前9時から午後6時まで

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から日曜日
サービス提供時間	24時間

(5) 事業所の職員体制

管理者	前田 伸子
-----	-------

職	職 務 内 容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1 名
サービス提供責任者	1 指定介護予防型訪問サービスの利用の申込みに係る 調整を行います。 2 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的 に把握します。 3 サービス担当者会議への出席等により、介護予防支 援事業者等と連携を図ります。 4 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内 容を指示するとともに、利用者の状況についての情 報を伝達します。 5 訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。 6 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実 施します。 7 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施しま す。 8 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、 指定介護予防型訪問サービスの目標、当該目標を達 成するための具体的なサービスの内容、サービスの 提供を行う期間等を記載した介護予防型訪問サービ ス計画を作成します。 9 介護予防型訪問サービス計画の作成に当たっては、 そ の内容について利用者又はその家族に対して説明 し、利用者の同意を得ます。 10 介護予防型訪問サービス計画の内容について、利用 者 の同意を得たときは、介護予防型訪問サービス計 画書を利用者に交付します。 11 介護予防型訪問サービス計画に基づくサービスの提 供に当たって、当該計画に係る利用者の状態、当該 利用者に対するサービスの提供状況等について、当 該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を 作成した指定介護予防支援事業者等に少なくとも月1 回報告します。 12 介護予防型訪問サービス計画に基づくサービスの提 供の開始時から、当該計画に記載したサービスの提 供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回 は、当該計画の実施状況の把握（「モニタリング」 という。）を行います。 13 上記のモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて 介護予防型訪問サービス計画の変更を行います。	1 名以上

	14 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。	
訪問介護員	1 介護予防型訪問サービス計画に基づき、日常生活を営むのに必要な身体介護又は生活援助のサービスを提供します。 2 サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します。 3 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。 4 サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。	1 名以上
事務職員	第 1 号事業支給費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	1 名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
介護予防型訪問サービス計画の作成	利用者に係る介護予防支援事業者等が作成した介護予防サービス計画（ケアプラン）等に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた介護予防型訪問サービス計画を作成します。
食事介助	食事の介助を行います。
入浴介助	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
特段の専門的配慮をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食（腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く）等の調理を行います。
更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
移動・移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。
服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。

起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
自立生活支援のための見守りの援助（安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）	○ベッド上からポータブルトイレ等（いす）へ利用者が移乗する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行います。 ○認知症等の高齢者がリハビリパンツやパット交換を見守り・声かけを行い、1人で出来るだけ交換し後始末が出来るように支援します。 ○認知症等の高齢者に対して、ヘルパーが声かけと誘導で食事・水分摂取を支援します。 ○入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む。）を行います。 ○移動時、転倒しないように側について歩きます。（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る。） ○ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心で必要な時だけ介助）を行います。 ○本人が自ら適切な服薬ができるよう、服薬時にいて、直接援助は行わずに、側で見守り、服薬を促します。 ○ゴミの分別が分からない利用者と一緒に分別をしてゴミ出しのルールを理解してもらう又は思い出してもらうよう援助する。 ○認知症の高齢者の方と一緒に冷蔵庫の中の整理を行い、生活歴の喚起を促します。 ○洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促し、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。 ○利用者と一緒に手助け及び見守りしながら行うベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等。衣類の整理・被服の補修。掃除、整理整頓。調理、配膳、後片付け（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む。）を行います。 ○車いす等での移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助します。
買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
調理	利用者の食事の用意を行います。
掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
洗濯	利用者の衣類等の選択を行います。

（２）訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者 1 割負担額について（介護保険を適用する場合）

サービス提供区分	介護予防型訪問サービス費（Ⅰ） 週 1 回程度の利用が必要な場合 （単位数 1,176）		介護予防型訪問サービス費（Ⅱ） 週 2 回程度の利用が必要な場合 （単位数 2,349）		介護予防型訪問サービス費（Ⅲ） 週2回を超える利用が必要な場合 （単位数 3,727）	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
通常の場合 （月ごとの定額制）	13,077円/月	1,308円/月	26,120円/月	2,612円/月	41,444円/月	4,145円/月
日割りとなる場合	433円/日	44円/日	856円/日	86円/日	1,367円/日	137円/日
※ 「週〇回程度の利用が必要な場合」とあるのは、週当たりのサービス提供の頻度による区分を示すものですが、提供月により月間のサービス提供日数が異なる場合であっても、利用料及び利用者負担額は変動せず定額となります。 ※ 利用者の体調不良や状態の改善等により介護予防訪問介護計画に定めたサービス提供区分よりも利用が少なかった場合、又は介護予防訪問介護計画に定めたサービス提供区分よりも多かった場合であっても、月の途中でのサービス提供区分の変更は行いません。なお、翌月のサービス提供区分については、利用者の新たな状態に応じた区分による介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供を行うこととなります。 ※ 月ごとの定額制となっているため、月途中から利用を開始したり、月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算を行いません。 □ 月途中に要介護から要支援に変更になった場合 □ 月途中に要支援から要介護に変更になった場合 □ 同一市町村内で事業所を変更した場合 ※ サービス提供責任者に介護職員初任者研修課程修了者（ヘルパー2 級課程修了者）を配置する指定介護予防訪問介護事業所は、上記金額の 70/100 となります。 ※ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を決めること）が講じられていない場合、所定単位数の 1/100 に相当する単位数を減算します。 ※ 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の 1/100 に相当する単位数を減算します。 ただし、令和 7 年 3 月 31 日までの間は、経過措置期間のため減算の適用はありません						
	★ 1 加 算		利用料	利用者負担額	算 定 回 数 等	
よ る 区 分 な い	初 回 加 算		2,224円	223円	初回のみ	
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）		（Ⅰ）1,112円	（Ⅰ）112円	1月当たり	
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）		（Ⅱ）2,224円	（Ⅱ）223円		
	口腔連携強化加算		556円	56円	1月に1回限り	

	介護職員等処遇改善加算	(I) 所定単位数 の245/1000 (II) 所定単位数 の224/1000 (III) 所定単位数 の182/1000 (IV) 所定単位数 の145/1000 (V1) 所定単位数 の221/1000 (V2) 所定単位数 の208/1000 (V3) 所定単位数 の200/1000 (V4) 所定単位数 の187/1000 (V5) 所定単位数 の184/1000 (V6) 所定単位数 の163/1000 (V7) 所定単位数 の163/1000 (V8) 所定単位数 の158/1000 (V9) 所定単位数 の142/1000 (V10) 所定単位数 の139/1000 (V11) 所定単位数 の121/1000 (V12) 所定単位数 の118/1000 (V13) 所定単位数 の100/1000 (V14) 所定単位数 の76/1000	左記の1割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数（所定単位数） ※（V）は令和7年3月31日まで算定可
--	-------------	--	-------	--

◎ 1単位を11.12円として計算しています。

- ※ 初回加算は、新規に介護予防訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定介護予防訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定介護予防訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定介護予防訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。
- ※ 生活機能向上連携加算は、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等が指定介護予防訪問リハビリテーションを行った際に、サービス提供責任者が同行し、当該理学療法等と利用者の身体の状態等の評価を共同しておこなった場合に加算します。
- ※ 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

- ※ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護予防サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

◇ 第1号事業支給費として不適切な事例への対応について

- (1) 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ☐ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ☐ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ☐ 来客の応接（お茶、食事の手配等）
- ☐ 自家用車の洗車・清掃 等

② 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ☐ 草むしり
- ☐ 花木の水やり

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ☐ 犬の散歩等ペットの世話 等
- ☐ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ☐ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ☐ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ☐ 植木の剪定等の園芸
- ☐ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

- (2) 第1号事業支給費の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、介護予防支援事業者又は市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じ て、市町村が実施する軽度生活援助事業、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人（NPO法人）などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。

- (3) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、介護予防サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要となることから、介護予防支援事業者に連絡し、介護予防介護サービス計画の変更の援助を行います。

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は下記 1)、2) を請求いたします。 1) 通常の事業実施地域を超えた地点から、片道 5km未満 400円 2) 通常の事業実施地域を超えた地点から、片道 5km以上 800円	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、前日までにご連絡ください。キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求いたします。	
	1時間前までにご連絡のない場合のみ	1 提供当たり 500円を請求いたします。
③ サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者の別途負担となります。	
④ 通院・外出介助における訪問介護員等の公共交通機関等の交通費	実費を請求いたします。	

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者あてにお届けします。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 20 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 ①指定口座への振り込み 尼崎信用金庫 昭和町支店 普通 4038135 カナ ド) ツナグ 口座名義 合同会社つなぐ代表社員中原康代 ②現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

※利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払い について、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 3か月以上遅延し、さらに支払いの督促から 7日以内に支払いが無い場合には、サービス 提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当の訪問介護員等の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問介護員等の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	相談担当者氏名	中原 康代
	連絡先電話番号	06-6621-3266
	同ファックス番号	06-6621-3267
	受付日及び受付時間	月曜日から金曜日 午前9時から午後6時

※担当する訪問介護員等の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、介護予防支援等が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る介護予防支援事業者が作成する「介護予防サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、指定介護予防型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「介護予防型サービス計画」を作成します。なお、作成した「介護予防型サービス計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたし行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「介護予防訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「介護予防訪問介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	中原 康代
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (7) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (8) 虐待の防止のための指針を作成します。

【苦情相談窓口】

要望・苦情・各種相談等に係る窓口を以下の通り設置しています。

相談・苦情受付担当 (サービス責任者)	氏 名	上 間 里 美
	電 話	0 6 - 6 6 2 1 - 3 2 6 6
相談・苦情解決責任者 (代表)	氏 名	中 原 康 代
	電 話	0 6 - 6 6 2 1 - 3 2 6 6

平成29年8月1日設置 令和7年7月21日改定

【身体拘束適正化検討委員会および虐待防止委員会】

身体拘束適正化検討委員会および虐待防止委員会を以下の通り設置しています。

委 員 長 (代 表)	氏 名	中 原 康 代
	電 話	0 6 - 6 6 2 1 - 3 2 6 6
副委員長 (管 理 者)	氏 名	前 田 伸 子
	電 話	0 6 - 6 6 2 1 - 3 2 6 6
委 員 (サービス責任者)	氏 名	上 間 里 美
	電 話	0 6 - 6 6 2 1 - 3 2 6 6

※令和 4年 4月1日設置 ※令和 7年7月21日改定

9 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限り
ます。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない
場合に限り
ます。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解き
ます。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	ア 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 イ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
---------------------------------	---

② 個人情報の保護について	ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 イ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
---------------	--

11 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定介護予防型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定介護予防型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

13 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14 心身の状況の把握

指定介護予防型訪問サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

15 介護予防支援事業者等との連携

- (1) 指定介護予防型訪問サービスの提供に当たり、介護予防支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「介護予防型訪問サービス計画」の写しを、利用者の同意を得た上で介護予防支援事業者速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに介護予防支援事業者速やかに送付します。

16 サービス提供の記録

- (1) 指定介護予防型訪問サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定介護予防訪問介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

17 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

18 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症にかかる業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的に（年１回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動ができるよう、訓練を実施します。

19 指定介護予防訪問介護サービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの介護予防サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

- (1) サービス提供責任者（介護予防型訪問サービス計画を作成する者）

氏 名 上間 里美 （連絡先： 06-6621-3266 ）

- (2) 提供予定の指定介護予防訪問介護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険 適用の有 無	利用料 (月額)	利用者 負担額 (月額)
月				円	円
火					
水					
木					
金					
土					
日					

- (3) その他の費用

① 交通費の有無	(有・無)
② キャンセル料	重要事項説明書 4-②記載のとおりです。
③ サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	重要事項説明書 4-③記載のとおりです。
④ 通院・外出介助における訪問介護員等の公共交通機関等の交通費	重要事項説明書 4-④記載のとおりです。

- (4) １ヶ月当たりのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	
----------	--

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から 1 ヶ月以内とします。

20 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した指定介護予防型訪問サービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(次頁に 記す【事業者の窓口】のとおり)
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのため訪問を実施し、事情の確認を行う。
 - 相談担当者は、把握した状況を十分に検討し、対応を決定する。
 - 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する。)
 - 苦情処理の内容を記録し、保存する。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問介護つなぐ 代表 中原 康代	所 在 地 大阪市平野区平野西3丁目7番9号 電話番号 06-6621-3266 ファックス番号 06-6621-3267 受付時間 月～金曜日 9 時～18 時
【市町村（保険者）の窓口】 各区介護保険担当部署 電話番号・ファックス番号	所 在 地 各区役所内 天王寺区 06-6774-9859・06-6772-4906 阿倍野区 06-6622-9859・06-6621-1412 東住吉区 06-4399-9859・06-6629-4580 住 吉 区 06-6694-9859・06-6694-9692 平 野 区 06-4302-9859・06-4302-9943 西 成 区 06-6659-9859・06-6659-9468 住之江区 06-6682-9859・06-6686-2040 受付時間 月～金曜日（土曜日、日曜日、国民の祝日、国民の休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日除く） 9 時～17 時 30 分まで
【市役所の窓口】 大阪市福祉局高齢者施策部介護 保険課（指定・指導グループ）	所 在 地 大阪市中心区船場中央 3 丁目 1 番 7-331 電話番号 06-6241-6310 ファックス番号 06-6241-6608 受付時間 9 時～17 時30 分まで

【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室介護保険課	所 在 地 大阪市中央区常盤町 1 丁目 3 番 8 号 電話番号 06-6949-5218 受付時間（月曜日から金曜日）9 時～17 時まで
--	---

21 第三者評価の実施状況

☐ 実施している	☒ 実施していない
【実施日： 年 月 日】	
【評価機関名： 】	
【結果の開示状況： 】	

22 この重要事項説明書の概要等については、当該事業所の見やすい場 所に掲示するとともに、当該事業所のウェブサイト（法人ホームページ 等又は情報公表システム上）に掲載・公表します。

23 重要事項説明の年月日

上記内容について、「大阪市訪問型サービス（第１号訪問事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成 29 年 4 月 1 日）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
---------------	----	---	---	---

事業者	所在地	大阪市平野区背戸口 3 丁目 9 番 2 4 号
	法人名	合同会社つなぐ
	代表者名	代表社員 中原 康代 印
	事業所名	訪問介護つなぐ
	説明者氏名	上間 里美 印

事業者から上記内容の説明を確かに受けました。

利用者	住所氏名	
		印
代理人	住所氏名	
		印